

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 総務・市民協働部  
 総務課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7  
 株T-Flap

## 目次

### 告 示

- 告示第22号 公金事務の委託……………（観光振興課）…2
- 告示第23号 「地縁による団体」の告示事項の変更  
 ………………（市民協働推進課）…2
- 告示第24号 専決処分子算の公表……………（財政課）…2

### 監 査 委 員

- 公表第1号 定期監査の結果の報告……………3
- 公表第2号 定期監査の結果の報告……………3
- 公表第3号 定期監査の結果の報告……………4

### 正 誤

- 2026年（令和8年）2月13日付け宇治市公報第2562号  
 ………………5

**告 示**

**宇治市告示第22号**

公金事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

令和8年3月6日

宇治市長 松村 淳子

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び所在地  
公益社団法人 宇治市観光協会  
宇治市宇治里尻5-9 JR宇治駅前市民交流プラザ1階
- 2 委託事務  
市立観光施設集客業務委託に係る施設使用料の収納事務
- 3 指定日  
令和7年4月1日
- 4 委託日  
令和7年4月1日
- 5 委託期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

**宇治市告示第23号**

「地縁による団体」の告示事項の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、柿ノ木町町内会より、告示された事項に変更があった旨の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和8年3月6日

宇治市長 松村 淳子

変更のあった事項及びその内容

変更のあった事項	新	旧
代表者の氏名		

変更年月日

令和8年1月11日

**宇治市告示第24号**

専決処分予算の公表について

令和8年1月23日付けで専決処分した予算の要領を、次のとおり告示します。

令和8年3月6日

宇治市長 松村 淳子

**令和7年度宇治市一般会計補正予算（第8号）**

令和7年度宇治市の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87,235,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年1月23日専決

宇治市長 松村 淳子

**第1表 歳入歳出予算補正**

歳 入 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
17. 府 支 出 金		7,390,571	65,000	7,455,571
	3. 委 託 金	488,982	65,000	553,982
歳 入 合 計		87,170,387	65,000	87,235,387

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2. 総 務 費		9,088,376	65,000	9,153,376
	4. 選 挙 費	104,807	65,000	169,807
歳 出 合 計		87,170,387	65,000	87,235,387

監査委員

宇治市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年2月18日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

総務・市民協働部及び選挙管理委員会事務局の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 市有地貸付料収入状況（資産活用推進課）
市有零細財産売却収入収入状況（資産活用推進課）
戸籍証明等手数料収入状況（市民課）
所得証明等手数料収入状況（税務課）
閲覧・評価証明等手数料収入状況（税務課）
納税証明手数料収入状況（税務課）
督促手数料収入状況（税務課）
委託料支出状況（資産活用推進課、市民課、税務課、選挙管理委員会事務局）
市税過年度還付金支出状況（税務課）
工事請負費支出状況（資産活用推進課）
備品管理状況（選挙管理委員会事務局）

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、総務・市民協働部資産活用推進課、市民課、税務課及び選挙管理委員会事務局における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年10月1日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務局において予備調査を実施するとともに、令和7年11月27日に監査委員事務局において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

- 1 資産活用推進課
(1) 市有地貸付料収入状況について 適正に処理されていた。
(2) 市有零細財産売却収入収入状況について 適正に処理されていた。
(3) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
(4) 工事請負費支出状況について 適正に処理されていた。
2 市民課
(1) 戸籍証明等手数料収入状況について 適正に処理されていた。
(2) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
3 税務課
(1) 所得証明等手数料収入状況について

- 適正に処理されていた。
(2) 閲覧・評価証明等手数料収入状況について 適正に処理されていた。
(3) 納税証明手数料収入状況について 適正に処理されていた。
(4) 督促手数料収入状況について 適正に処理されていた。
(5) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
(6) 市税過年度還付金支出状況について 適正に処理されていた。

4 選挙管理委員会事務局

- (1) 委託料支出状況について 適正に処理されていた。
(2) 備品管理状況について 適正に管理されていた。

(揭示済)

宇治市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年2月18日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査並びに同条第2項の規定による行政監査として、学校実地監査を宇治市監査基準に準拠し実施した。

第2 監査の対象

小倉小学校、大久保小学校、西大久保小学校及び平盛小学校を対象に、備品・公印管理状況、郵券・金券類管理状況、理科室薬品管理状況、施設・設備管理状況及び危機管理体制整備状況について監査を実施した。

第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、各種の管理が適切に行われているか、危機管理体制が十分に整備されているか、主として児童の安全が守られているかに着目し、抽出して実施した。

第4 監査の主な実施内容

この監査は、小倉小学校、大久保小学校、西大久保小学校及び平盛小学校における事務事業を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

第5 監査の実施場所及び日程

令和7年9月1日から12月3日までに、監査対象校及び監査委員事務局において予備調査を実施するとともに、監査委員が監査対象校において監査委員監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。引き続き適正な事務の執行、管理に努められたい。

記

- 1 小倉小学校
(1) 備品・公印管理状況について 適正に管理されていた。
(2) 郵券・金券類管理状況について 適正に管理されていた。
(3) 理科室薬品管理状況について 適正に管理されていた。
(4) 施設・設備管理状況について 適正に管理されていた。
(5) 危機管理体制整備状況について 適切に整備されていた。
2 大久保小学校
(1) 備品・公印管理状況について

- 適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について  
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について  
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について  
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について  
適切に整備されていた。

### 3 西大久保小学校

- (1) 備品・公印管理状況について  
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について  
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について  
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について  
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について  
適切に整備されていた。

### 4 平盛小学校

- (1) 備品・公印管理状況について  
適正に管理されていた。
- (2) 郵券・金券類管理状況について  
適正に管理されていた。
- (3) 理科室薬品管理状況について  
適正に管理されていた。
- (4) 施設・設備管理状況について  
適正に管理されていた。
- (5) 危機管理体制整備状況について  
適切に整備されていた。

(揭示済)

## 宇治市監査委員公表第3号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和8年2月18日

宇治市監査委員

池上 哲朗

松岡 ゆかり

真田 敦史

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

### 第2 監査の対象

教育委員会及び会計室の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 中学校施設使用料収入状況(教育総務課)
- 報償費支出状況(教育総務課)
- 需用費支出状況(学校管理課)
- 委託料支出状況(学校管理課、学校改革推進課)
- 貸借料支出状況(学校管理課)
- 工事請負費支出状況(学校管理課、学校改革推進課)
- 補助金支出状況(学校管理課)
- 貸付金支出状況(会計室)

### 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

### 第4 監査の主な実施内容

この監査は、教育部教育総務課、学校管理課、学校改革推進課及び会計室における事務事業のうち、主として令和7年4月1日から令和7年9月30日までの財務に

関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

### 第5 監査の実施場所及び日程

令和7年11月4日から28日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和7年12月25日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

### 第6 監査の結果

監査の結果は、下記のとおり適正であった。今後とも、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

#### 1 教育総務課

##### (1) 中学校施設使用料収入状況について

使用料に係る事務に不備は見受けられたが、事務の手引を改正し、一部改善が図られていた。また、規則改正にも着手されている。

引き続き、事務の適正化に取り組まれたい。

##### (2) 報償費支出状況について

適正に処理されていた。

#### 2 学校管理課

##### (1) 需用費支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

##### (2) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

##### (3) 貸借料支出状況について

適正に処理されていた。

##### (4) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

##### (5) 補助金支出状況について

適正に処理されていた。

#### 3 学校改革推進課

##### (1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

##### (2) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

#### 4 会計室

##### (1) 貸付金支出状況について

適正に処理されていた。

(揭示済)

正 誤

2026年（令和8年）2月13日付け宇治市公報第2562号中

ページ	行	正 誤				
3	上から7 行目	誤	2	2-1		
			2	2-2		
			2	2-3		
			2	2-4		
			2	2-5		
			2	2-6		
			2	2-7		
			2	2-8		
			2	2-9		
	正	2	2-1			
		2	2-2			
		2	2-3			
		2	2-4			
		2	2-5			
		2	2-6			
		2	2-7			
		2	2-8			
3	上から2 2行目	誤	3	3-7		
			3	3-8		
	正	3	3-7			
		3	3-8			